

海外渡航の対応

1. 海外渡航に係る要請

WHO が世界規模で大流行を宣言し、さらにその状況が加速しているとの警告を発していることから、学生及び教職員に対し海外渡航の中止又は延期を要請します。

やむを得ず、海外渡航をする場合は以下の

「2 海外渡航時の対応」を確実に行ってください。

2. 海外渡航時の対応

やむを得ず、海外への渡航を予定している学生・教職員は下記により「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」別紙 1「学园内連絡先」へ報告してください。

(1) 渡航前の届出

学生は「海外渡航届（学生用）」を教職員は「海外渡航届（教職員用）」を提出してください。

(2) 帰国後の報告

渡航前に提出した海外渡航届のうち渡航先や滞在期間、経由地に変更があった場合は修正した海外渡航届を提出してください。なお、事情により難しい場合はメールで報告してください。

(3) 自宅待機の要請

ア. 感染症危険情報のある国地域からの帰国時

学生及び教職員は新型コロナウイルスに関して外務省から発せられた感染症危機情報に記載がある国や地域（レベル 3,2,1）から帰国した場合、帰国後 14 日間、外出を避け自宅待機とし、「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」別紙 1「学园内連絡先」に報告してください。この間、感染への疑問や体調不調がある場合は、保健所に相談してください。

なお、帰国時に検疫所長が指定した場所（自宅除く）で 14 日間待機する場合には上記の待機及び報告は不要です

※外務省の感染危険情報（令和 2 年 3 月 26 日現在）

全世界【レベル 2：不要不急の渡航は止めてください】

各地域に関しましてはご確認ください。

外務省感染症危険情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

イ. 感染危険情報のない国や地域からの帰国時

感染危険情報のない国や地域から帰国した学生・教職員は健康管理に努め、咳やなどの痛みなどの症状がみられた場合は保健所等へ報告のうえ、医療機関受診等適切な対応をしてください。